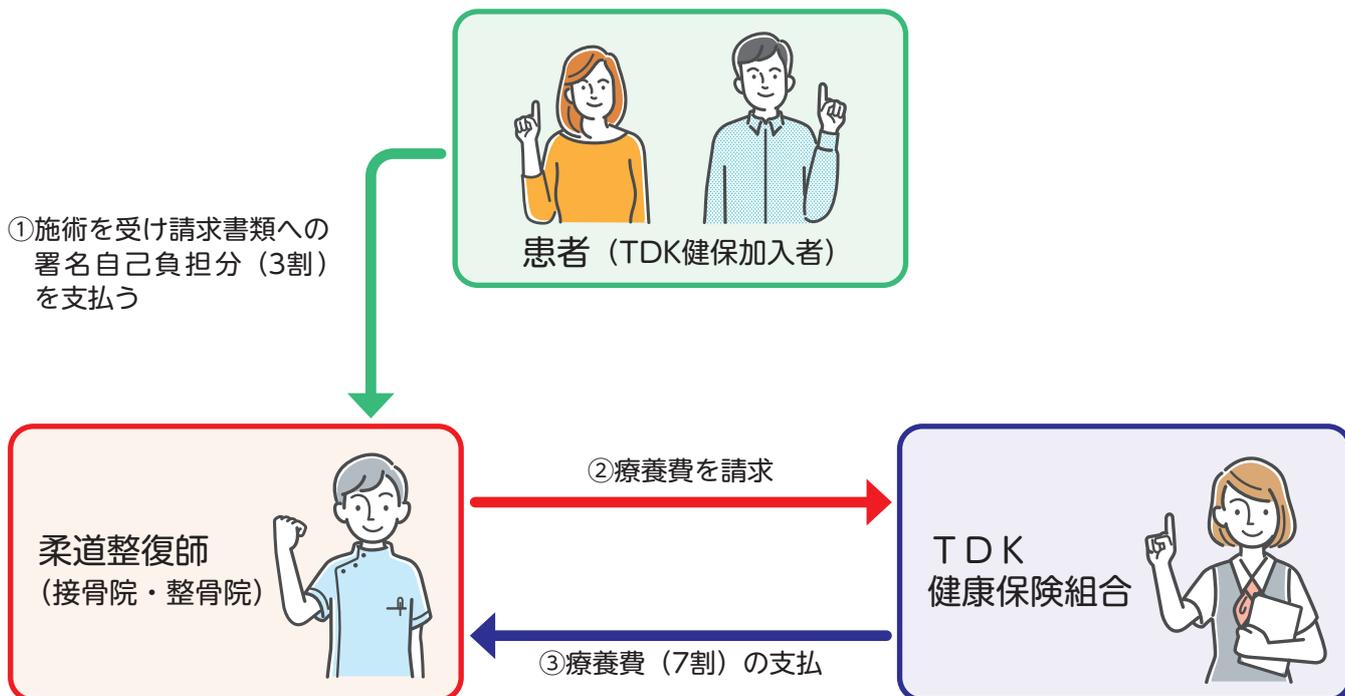


【柔道整復療養費】患者ごとの償還払いへの変更について

厚生労働省の審議会で接骨院・整骨院での施術（正式名称：柔道整復施術療養費）において、特定の患者に対し、保険者（健康保険組合）の裁量により「受療委任払い」から「償還払い」へ支払方法を変更できる仕組みが規定されました。TDK健康保険組合においても、令和7年10月施術分から開始することとなりましたので、ご注意ください。対象となる方には、事前に通知（書面）を行います。

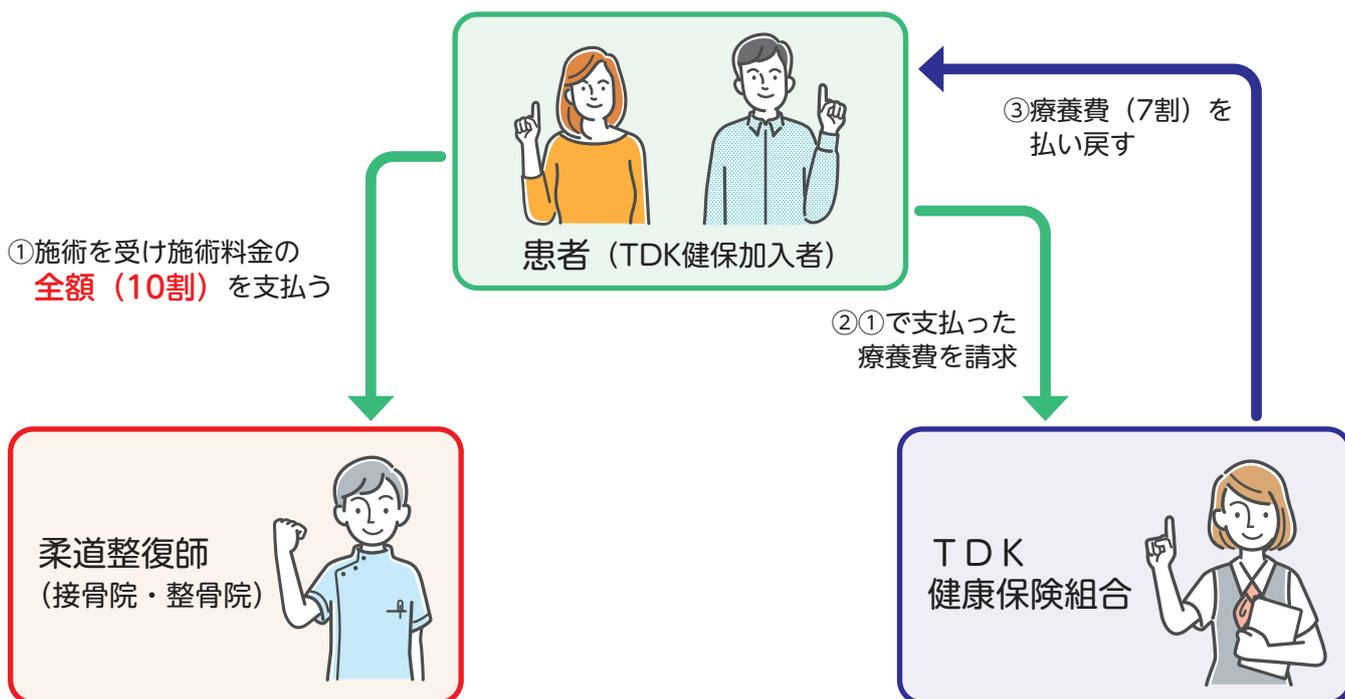
【受療委任払い】

窓口で自己負担分のみを支払、接骨院・整骨院が療養費をTDK健康保険組合へ請求します。



【償還払い】

窓口で全額を負担し、後からTDK健保組合へ療養費を請求し、払い戻しを受けます。



※年齢に応じて、払い戻しの割合が変わります。

償還払いへの変更対象となる特定の患者

- ①自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）
- ②自家施術（柔道整復師の家族や施術所の従業員等に対する施術）
- ③健康保険組合が繰り返し受診照会を行っても回答しない患者
※TDK健康保険組合では、株式会社大正オーデイトへ患者照会業務を委託しています。
- ④複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- ⑤長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者
※初検日を含む月以降5ヶ月を超えて、かつ、1ヶ月あたり10回以上の施術を継続して受けている患者

償還払いの対象となる方には事前に償還払い注意喚起通知（書面）を行います。

その後の対応状況、受診状況によって、受療委任払いから償還払いへ取り扱いを変更されることもありますので、ご注意ください。



接骨院・整骨院で健康保険が使える範囲



認められるもの

負傷原因がはっきりしている、急性の外傷に対する施術

- 打撲
- 捻挫
- 挫傷（肉離れ）
- 骨折
- 脱臼



認められないもの

※全額自己負担もしくは労災保険にて施術を受けてください。

- 仕事が原因・通勤途上のけが（労災保険が適用）
- 日常の疲れや肩こり、腰痛、膝の痛み等
- 怪我ではない病気（神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニア等）による痛み・こり
- 脳疾患後の後遺症や・慢性病からくる痛み・しびれ
- 運動後の筋肉疲労
- リラクゼーション目的のマッサージ
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 医療機関で同じ部位の治療を受けている・投薬されているとき
※投薬されている期間中に施術を受けている場合
- 医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）

接骨院・整骨院で健康保険を使って施術を受ける場合は注意しましょう

● 痛みの原因を正確に伝えましょう

施術を受ける部位で医療機関の受診有無・投薬の有無を伝え、健康保険が使える施術なのかどうか確認ください。

● 療養費支給申請書の内容を確認した上で署名しましょう

記載されている施術内容（料金）が、健康保険組合へ請求されます。白紙の申請書には署名せず、記載内容を確認してから自筆で署名してください。

● 領収証は必ず受け取りましょう

施術を受けた内容が記載されていますので、領収証は必ず受け取って保管ください。

● 施術を受けても、症状がよくなる場合は、一度医師の診断を受けましょう

長期に施術を受けても、症状が改善されない場合は別の要因が考えられますので、医師の診察を受けてください。